

## 作業・操業中の負傷に注意

離着岸作業、荷役作業、操業中の負傷事故が、時期を問わず発生しています。

船上で使用する機械は、重量物を移動させたり、船体を引き寄せたりすることが主目的のため、油圧で作動するものが多く、非常に大きな力がかかっています。

挟まれたり巻き込まれた場合には、人の力ではどうすることもできません。

そのため、一旦事故が起きると負傷だけにとどまらず命にも関わります。

作業の際には、周囲の状況に充分注意し網や索に不具合が生じた場合には、機械を一旦停止させ適切な器具を使用するなどして、安全を確保したうえで対処するように心がけましょう。



### 事故事例

貨物船の着岸作業のため係留索を張り合わせていたところ、スプリング索のサンドレッドを投てきする際に、張り合わせ中のロープとフェアリーダーの間に左足を入れたため張り合わせ中のロープとフェアリーダーに左足、右足ともに巻き込まれ負傷した。  
(→不用意にロープの間に手足を入れない。)

貨物船の船倉内で荷役作業終了後の階段清掃作業を行っていたところ、階段に散らばったチップ(\*)に足を滑らせたが、安全帯を装着していなかったため約3メートル階下まで転落し左肩を負傷した。(→作業を行う時は安全具を必ず装着する。)

\*チップ:紙の原料となる木片。

漁船の甲板上で揚がってきた網が風の影響などでローラーに巻き付いたことから、同網を解こうとして、本来であればローラーに巻き込まれる危険があるためローラーを逆回転させて解くものを、正転状態のまま網を解こうとして右腕巻き込まれ負傷した。  
(→作業は手順どおりに行う。)

危険が伴う作業は、作業要領を事前に確認したうえで、作業にあたっては手順を安易に省略せず、確実に実行し、より安全な作業に努めましょう。

お問い合わせは **第一管区海上保安本部交通部**

電話 0134-27-0118 (内線2643,2644)



海難隻数及び海難による死者・  
行方不明者数(速報値)

9月	7隻、0人
平成30年累計	73隻、5人